

鶴ヶ島いろどり保育室 一時預かり 契約書

保護者 _____ (以下「保護者」と鶴ヶ島いろどり保育室 (以下「事業者」とは、事業者が保護者の乳幼児 _____ (以下「乳幼児」) に対して行う保育について、以下のとおり契約いたします。

1. 事業者は保護者に対し、別に作成する一時預かりのしおりに基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。
2. 事業者は乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨に従って安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者が定める保育料を現金により事業者へ支払います。
3. 保護者は連絡先・就労等の状況を事業者に明らかにし、変更連絡不備、虚偽記載等があると判断した場合、事業者はこの契約を取り消すことができるものとします。
4. 事業者は保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合は保護者に連絡を取り、保護者は事業者の要請に応じるものとします。そのほか必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急病院へ連絡するとともに、速やかに主治医または嘱託医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。
5. この契約は乳幼児が満三歳の年度末に達するまでとします。
6. 保護者および保育室は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
7. この契約に定めのない事項については、児童福祉法そのほか法令の定めを尊重し、双方が誠意を持って協議の上決定します。

上記の契約を証するため本書を2通作成し保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者〈住所〉

〈氏名〉 _____ 印

事業者